

審 査 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第 9 条の14第 3 項
処 分 の 概 要	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 3 項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第 9 条の14第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	3 日以内（書換えにあつては 1 日以内）
申 請 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	